

平成21年度、平成24年度、平成25年度、平成27年度及び平成30年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、港区教育委員会から通知がありました。

令和3年5月17日

第1 通知の範囲及び概要

- 1 平成21年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は 1件です。
- 2 平成24年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は 2件です。
- 3 平成25年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は 1件です。
- 4 平成27年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は 4件です。
- 5 平成30年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は33件です。

第2 内容

[平成21年度包括外部監査]

1 「教育委員会の所管する事務事業の執行について」

(1) 学校徴収金事務における統一的な会計処理方針の必要性

ア 指摘等の内容

学校によって管理する学校徴収金の範囲が異なり、例えば卒業対策費を範囲に含めない場合、卒業対策費について問題があった場合には、その学校では、卒業対策委員の保護者が責任を負うことになってしまいます。小学校の教材費については、児童が少ない、金融機関が学校から遠い等の事情はあるものの、職員生徒に現金を取り扱わせることになり、管理上の危険が高まります。学校徴収金事務管理規程でも、会計の収入及び支出は原則として、金融機関を経由するものと定めています。

また、事務職員が異動の都度、その学校の会計に慣れる必要があり、仮にその会計管理が適切でない場合には、非常に不効率であり悪循環に陥ります。

学校の自治は尊重されるべきという考え方は非常に重要ですが、それは教育の内容によって発揮されるべきであり、会計事務はすべての区立学校で統一的に実施される必要があると考えられます。

イ 講じた措置の概要

学校徴収金の範囲は学校徴収金管理計画で統一化を図るとともに、平成22年度から教育委員会事務局が各幼稚園、小・中学校を訪問して私費会計監査を実施して

おります。監査終了後は、監査の結果と改善内容をまとめ、各幼稚園、小・中学校へ周知し、情報共有を図っています。また、令和2年4月から新たな学校徴収金システムの運用を開始して、給食費の口座振替による集金を行っています。今後は、（仮称）学校徴収システム検討委員会を立ち上げて、事務手引きの整理やシステム拡充等により、学校徴収金事務取扱規程に定める事務処理の適正な執行に努めます。

[平成24年度包括外部監査]

1 「公の施設の管理・運営について」

(1) 利用者情報の分析

ア 指摘等の内容

利用者情報を施設管理のツールとして有用なものとするために、利用者数の把握を出発点として利用者の内容を分析するなど、さらなる分析が必要となります。

イ 講じた措置の概要

区立図書館に係る蔵書数、予約・貸出数、登録者数等、図書館運営の基礎データのほか利用者の声も、各指定管理館と共有し、図書館運営に生かしています。また、利用者の声や要望を生かし ホームページからの予約リクエスト受付を開始したほか、図書館に寄せられたレファレンス事例を公開しています。

令和元年度には、住民調査、在勤者調査のほか図書館利用者アンケートを行いました。図書館利用者の属性、利用者ニーズなどを把握し、様々な角度から分析を行っています。

アンケートを分析した結果、電子書籍貸出のニーズが高いことがわかったため、電子書籍サービスの導入について、港区立図書館サービス推進計画（令和3年度～令和8年度）に記載することとしました。

(2) 大学図書館等との相互貸借の充実について

ア 指摘等の内容

区立図書館利用者の要望に対応するためには、現在相互貸借を行っている2大学との相互貸借サービスの充実に加え、それ以外の大学図書館等との連携体制を強化し、相互貸借に取り組むことが望まれます。

イ 講じた措置の概要

引き続き2大学との連携による貸出サービスをPRするとともに、各図書館においては、地域の大学とイベントなどの交流による図書館の行事案内等、大学への情報提供を行い、連携を推進し、相互貸借が実現可能な関係になるよう取り組みます。

他の大学との連携協議を行っていますが、具体的な相互貸借などには結びついていません。相互貸借には至っていませんが、平成25年度から、専門図書館と館内展示や講演会で連携を行っています。

[平成25年度包括外部監査]

1 「国際化推進に関する事業の財務事務の執行について」

(1) インターナショナルスクール及びプレスクール等の実態把握について

ア 指摘等の内容

「インターナショナルスクール及びプレスクール等の実態把握」の事業は、東町小学校国際学級の設置に備えて平成23年度に実施して以来、実施されていません。東町小学校国際学級の今後の運営は、学識経験者が協議して検討していくことになっていることから、本施策の目的や効果については、再度検討する必要があると思われます。

イ 講じた措置の概要

東町小学校への国際学級の設置により個別の状況把握は完了しているため、本事業を終了しています。教育委員会では平成24年度から東町小学校、平成29年度から南山小学校にイングリッシュサポートコース（E S C）を開設し外国人児童に多様な教育の機会を提供しています。

[平成27年度包括外部監査]

1 「スポーツ推進及び文化芸術振興に関する事業の財務事務の執行について」

(1) スポーツ推進計画の進捗管理について

ア 指摘等の内容

スポーツ推進計画に列挙された事業の中には、スポーツ推進計画とは独立に、それぞれの目的や目標のもとに実施された事業も多い。生涯学習推進課は、スポーツ推進の視点で各所管課の事業の充実が図られるよう期待しているが、本来の事業の在り方からスポーツ関連の部分のみに注力することは、事業のバランスを変えることになる。一方で従来の在り方を全く変えないと、スポーツ推進計画に含められること自体に無理があると考えられる。このような事業については、今後どういった進捗管理や評価を行うのが適切か、検討が必要と考えられる。

イ 講じた措置の概要

次期港区スポーツ推進計画策定に向けて、令和2年度に掲載事業の調査をしたところ、改めて各事業についてスポーツ振興につながる目的があることが確認できました。本調査において、改めて各事業についてスポーツ振興につながる目的があることが確認できましたので、今後、本計画に掲げる全事業について取組状況の評価を毎年実施することで、港区スポーツ推進計画における進捗管理を適切に行っていきます。

(2) ラグビー普及事業の実施方法について

ア 指摘等の内容

ラグビー普及事業については委託でなく補助あるいは助成事業とし、実績に基づく清算により補助金又は助成金を支払うようにすることも検討の余地がある。ラグビー協会は委託業務以外にも関連する項目を実施している。ラグビー協会には自主性を発揮して独自に事業を実施してもらい、そのうち区の施策と一致する部分について区及びキスポート財団が補助あるいは助成するという方法をとれば、ラグビー協会の自主的な事業展開を助成する意味でも有意義と考えられる。

イ 講じた措置の概要

港区と公益財団法人日本ラグビーフットボール協会が平成21年2月に締結した基本協定に基づき、互いに有する資源を有効活用し、積極的に連携協力する取組の一環として、タグラグビー教室の業務を委託しています。

タグラグビー教室は、協会が提供する誰もが楽しめるプログラムと実技指導を行うことにより、参加者から大変好評を得ています。引き続き、協会が有する知識やノウハウを活用し、これまでの実績をもとに事業を継続することとします。

(3) 収蔵品等の所在に関する情報の管理について

ア 指摘等の内容

収蔵品等の管理台帳には収蔵品等の所在地が適時に更新されていないものがあった。平成29年度には郷土資料館は移転し、より大規模な施設になることから、収蔵品等の台帳管理の必要性も現在よりは高まるだろう。したがって、収蔵品等の管理台帳に係る事務についても滞りなく行えるよう、ルール化しておく必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成30年度に、新たに収蔵物管理システムを導入し、一部の収蔵品の所在場所を含む情報をシステムに取り込みました。管理のルールを決めた上で、システムに登録すべきものと台帳で管理するものの考え方を整理し、統一的に管理することとしました。

平成30年度から、優先的にシステムに取り込むべきものとして、資料の保存状態や重要性の高いものを中心に抽出し、取り込むこととしました。今後、計画的に電子データ化を行い、管理を行います。

(4) 文化財保護奨励金の実績報告書について

ア 指摘等の内容

文化財保護奨励金の実績報告書は、区長宛てに対象者の所有する文化財の名称、文化財保護奨励金交付申請額、実績内容を記載する様式となっており、特段の証憑書類の添付等は要請されておらず、実績内容も必須の記載項目が定められていないことから、記載内容等が対象者により異なる。現行の実績報告書は奨励金を請求するための書類として位置付けられており、所管課が把握すべき区内の文化財の情報

としての有用性は満たしていない。奨励金の交付は、本来対象となる文化財の状況の把握と連携させた業務とするべきである。

イ 講じた措置の概要

平成30年度から、効率的に業務を遂行するため、確認作業が同様である施設安全点検や企画展の実施時、文化財を紹介する様々な冊子の作成時の実地検査の場を活用して、実績報告の確認をすることとしました。

[平成30年度包括外部監査]

1 「学校教育に関する事業の財務事務の執行について」

(1) 教育委員会の学校に対する助言・指導機能の発揮について

ア 指摘等の内容

会計自己点検の未実施など、学校徴収金事務取扱規程に従った事務がなされていない学校が見受けられた。本来は、各学校が適切に実施すべき事務ではあるが、各学校により実施水準が異なっているのが現状である。

学校徴収金に関する事務処理が適正化されるよう、その実効性を確保するためには、教育委員会が学校に対し、助言・指導機能をより発揮する必要がある。

イ 講じた措置の概要

学校徴収金事務取扱規定に基づいた事務処理を行うよう、各学校（園）が参加する予算説明会において、不適正な事務処理例を紹介するとともに、校園長会において、同様の内容を説明し、事務処理の適正化に向けた周知を行いました。また、毎年実施している学校徴収金監査において、各学校（園）には指導や助言を行っています。

今後は、学校徴収金事務取扱規程に基づいた統一化を図ることを目的として、（仮称）学校徴収システム検討委員会を立ち上げ、検討委員会を経て、事務手引きの整備、システム導入、研修を実施します。また、必要に応じて学校徴収金事務取扱規程を改正していきます。

(2) 学校給食用食器の指定の見直し検討について

ア 指摘等の内容

学校給食用食器は、平成14年度の学校給食推進連絡会の決定に基づき、指定している。これまで、指定の見直しがなされていないが、決定から15年以上経過していることを踏まえると、学校給食用食器の指定を見直す必要性の有無について検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成30年度の学校栄養士との検討部会で検討した結果、学校給食用食器は、区立小・中学校それぞれで同様のものを使用しており、食器の種類を変更した場合、

食器を全て買い替えるだけでなく、食器の籠や保管庫なども食器に合わせて買い替える必要があることから、大幅な予算措置が必要となります。そのため、学校給食用食器の指定については見直さないこととしました。

（3）給食用機器材の老朽化への対応について

ア 指摘等の内容

給食用機器材については、安全性の確保が重要である。また、老朽化が進む中では、対症療法的ではなく、予防保全的な対応を行うことが望ましい。この点、各学校に対応を任せることには限界があるため、学務課が一元的に情報を集約して対応するなど、老朽化への対応のあり方を十分に検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

給食用機器材については、平成30年度に一元管理のための管理表を作成し、令和2年度には機器の耐用年数や保守点検の結果等を考慮して機器材の更新スケジュールを定めました。今後は計画的に入れ替えを実施していきます。

（4）学校図書館実態調査結果の活用について

ア 指摘等の内容

学校図書館実態調査の結果、開館時間が中休みと昼休みのみの学校があるなどの現状に対して、まずは開館曜日を限定するなど工夫して、放課後も開館することが望ましいなど、今後の方向性が示された。該当する学校は、示された内容を参考にして、学校図書館を運営する必要がある。

イ 講じた措置の概要

学校図書館の位置付けや開館日時も含めた運営方法に関する港区学校図書館運営方針を策定し、令和2年度には学校図書館関係者会の開催や、学校図書館支援アドバイザーによる学校図書館訪問によって、各学校に対して、港区学校図書館運営方針の周知を行い、方針を踏まえた学校図書館運営を行っています。

（5）学校司書の役割の明確化について

ア 指摘等の内容

学校図書館には、司書教諭のほか、学校司書、リーディングアドバイザリースタッフ（RAS）が配置されているが、学校により業務内容に差がある。学校間の業務の平準化を図るためにには、学校司書が、司書教諭やRASとの連携に時間を費やせるようにするなどして、学校図書館の運営の改善及び向上を図るという役割を果たしていくことを促進する必要がある。

イ 講じた措置の概要

教育人事企画課が担当課として、令和2年度から学校司書及び学校図書館支援員を一括で業務委託し、事業者との連携を密に行うことで、業務差の解消や平準化を

図りました。

(6) 港区立学校における介助員配置要綱の内容の見直しについて

ア 指摘等の内容

港区立学校における介助員配置要綱には、理科教育補助員設置要綱など他の類似した制度の要綱において定められている項目(例えば、委嘱の期間など)について、同様の定めがない項目が散見される。必要な事項は、極力配置要綱に定めておく必要があり、内容の見直しを進めていく必要がある。

イ 講じた措置の概要

小・中学校の介助員については、人材確保が困難なことから令和3年度から業務委託によることとし、配置要綱を改正(令和3年4月1日施行)しました。

(7) 利用実態を踏まえた利用方法等の見直しについて

ア 指摘等の内容

子育てサポート保育は、平成31(2019)年度において区立幼稚園全園での実施となることから、これを契機に、あらためて利用者の実態把握や要望等に関する実態調査を行い、利用時間や受付方法、定員等がニーズに沿っているかどうか検討し、より利用者ニーズに沿った子育てサポート保育としていく必要がある。

イ 講じた措置の概要

子育てサポート保育は、幼児の健康な心と体を育てる教育活動の一環として実施しており、預かり時間についても幼稚園教育要領の趣旨を踏まえ、幼児の心身の負担に配慮した時間設定としています。園からの利用実績報告等から現状定員の見直しの必要性はなく、園長会を通した調査においても、保護者からは、教育活動を充実させるために時間延長が必要であるとの意見等はいただいていません。引き続き、利用状況や教育向上に資する保護者の声を把握し、適切に対応してまいります。

(8) システムアセスメントの申請要件の確認の徹底について

ア 指摘等の内容

区では、システムアセスメント制度により、複数年度の全体経費を考慮したうえで情報機器を調達する仕組みを導入しているものの、申請要件を誤認して、保守対象経費を対象外としていた事例があった。今後は、システムアセスメントの対象や申請要件を慎重に確認し、将来の保守費用を含めたライフサイクルコストを考慮した機器の調達となるよう留意する必要がある。

なお、システムアセスメント制度により、複数年度の全体経費を考慮したうえで、最初の調達を行っているが、あくまで調達のみの単年度契約となっている。しかし、本来的には、複数年契約が適当であると考えられることから、長期継続契約の対象に加えて長期継続契約とするなどの検討を行うべきであると考える。

イ 講じた措置の概要

システムアセスメント制度により申請する際には保守経費についても見積をとり、予算計上を行うこととしました。例として、令和3年度の芝小学校の iPad 貸借の予算要求に当たっては、4年間の保守経費を考慮し、見積書を添付した上で、システムアセスメントの申請をしています。

(9) ケース検討会の未実施について

ア 指摘等の内容

私立幼稚園カウンセリング業務委託の仕様書では、カウンセラーの資質向上を図るためケース検討会を開催し、その内容を区に報告することとなっているが、ケース検討会は開催されていなかった。カウンセラーのスキルアップ、ひいては教育相談機能の充実につなげるためにも、区は、ケース検討会の開催について、適時適切に指導・監督する必要がある。

イ 講じた措置の概要

私立幼稚園については各園の方針や取組に応じ個別に対応しており、ケースを持ち寄って検討する必要性が低いこと、また、業務に支障がないことを確認したうえで、効率的な業務執行の観点から令和元年度に仕様書を見直しました。

(10) 特別支援アドバイザー派遣業務の関連書類間の整合性確認の徹底について

ア 指摘等の内容

特別支援アドバイザー派遣を実施した場合には、訪問報告書、履行確認書、アドバイザー報告書の3種類の書類が作成されるが、書類がまとめられておらず、整合性を確認しにくい状況であり、請求の遅れも生じていた。今後は、これら3種類の書類を全て揃え整理保管したうえで、書類間の整合性の確認を徹底する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成30年度中に書類の整理を徹底し、それぞれの書類ごとに区別して保管することで、今まで書類の混同や請求の遅延等は発生していません。今後も書類が提出された際には関連書類の整合性を確認したうえで、整理整頓し適切な保管に努めます。

(11) 水質検査結果不適合事案の早期改善への取り組みについて

ア 指摘等の内容

飲料水などの水質検査の結果、判定基準に適合しなかった事案があった。そのうち、改善までに3か月以上を要した事案が8件あった。速やかな改善を図る仕組みを構築する必要がある。

イ 講じた措置の概要

令和元年度は、飲料水などの水質検査の結果、判定基準に適合しなかった場合に

についても、3か月以内の改善が行われました。学校薬剤師及び港区薬剤師会に対し、不適合な値が検出された場合は対応案について速やかに報告するよう徹底し、現在では速やかな報告が行われています。

(12) 水質検査業務委託の特命随意契約理由について

ア 指摘等の内容

飲料水などの水質検査業務を、特命随意契約により、東京都港区薬剤師会に委託しているが、薬剤師会以外の事業者が検査を実施して学校薬剤師が対応を図ることと比較して、どのようなメリットがあるのかを具体的に示す必要がある。

イ 講じた措置の概要

学校保健安全法施行規則第24条第2号において、学校薬剤師の職務執行の準則のひとつとして環境衛生検査に従事することが挙げられています。水質検査を学校薬剤師自身が行うことにより、検査内容が正確に把握でき早急な改善が見込めるというメリットがあります。また、環境衛生検査に従事している学校の状況を把握している薬剤師が実施することで、学校との連携が取れ、児童生徒の健康管理、保健指導につなげていくことができ、学校薬剤師が実態を把握することができます。このようなメリットを踏まえ、業者推薦理由書に追記しました。

(13) 契約方法の選択誤りについて

ア 指摘等の内容

同一日に同種の物品を購入する契約について、それぞれ随意契約としていたが、分割して発注を行う必要性はない。合算した場合の予定価格は80万円を超過することから、制限付一般競争入札により契約先を選定しなければならないものである。今後は、適切な契約方法を選択する必要がある。

イ 講じた措置の概要

令和元年度から、年度当初の学校予算説明会等で、計画的な予算執行を周知し注意を促すとともに、不適切な会計事務について事例を共有し、学務課と幼稚園の情報共有と再発防止を徹底しました。

(14) 学びの未来応援学習講座の効果的な意識調査の実施について

ア 指摘等の内容

学習講座の受講者等に対して、意識調査を行っているが、回収率が低めであり、また回答方式も選択式に限られている。受講時に直接回収したり、具体的な意見を記述する欄を設けたりするなど、効果的な意識調査を実施し、より効果的な事業展開の手法について検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

令和2年度において、意識調査のアンケート用紙に意見記述欄を設けました。現

状、受講者と、保護者の意識調査が同じアンケート用紙に集約されているため、受講者の自宅に郵送してアンケートの回収をしています。回収率を高めるために、令和3年3月からは受講者用と保護者用でアンケートを分け、受講者用は授業で直接回収することとしました。講座の最終日にアンケートを渡し、その日に来ている受講生については、その場で回収し、それ以外の受講生については、保護者様あてに返信用封筒を入れ、回収を求めるようにしました。意見については、次年度以降の事業内容への検討材料として活用し、受講者の希望の進路への実現のためにつなげていきます。

(15) 奨学資金貸付の債権管理について

ア 指摘等の内容

主債務者及び連帯保証人に対する定期的な住所確認等を行うことなく、債権放棄を行っている事例があった。債権放棄に至った原因を分析し、同様の事例が発生していないか、または、発生する可能性はないか調査し、対応する必要がある。

イ 講じた措置の概要

居住確認の必要な主債務者、連帯保証人は、長い期間返還を滞らせているため、数回にわたり転居しており遠方に居住している人も多く、現状把握に時間を要したため時効となった事例がありました。令和2年度にはこれまでの取組をさらに強化し、主債務者、連帯保証人に関する全書類等の確認を行い、住所不明者については公用請求による住所調査を行い、判明した者については連絡を取るなど、債権の管理状態の立て直しを図りました。今後も滞納者の状況を早い段階で把握するとともに、返還金管理業務委託を活用しながら督促業務や住所確認等を着実に進めます。

(16) 奨学資金貸付の回収率向上への取り組みについて

ア 指摘等の内容

奨学金の返還や利息等の徴収が条例等に準拠して行われているか、奨学金を管理しているシステムの運用が所期の成果を収めているかなど、滞納に関する現状と発生原因を再度確認し、回収強化を図るとともに、債権管理に係るコストも勘案して、債権放棄及び不納欠損処理についても検討するなど、回収率向上に向けた取り組みを行うことが必要である。

イ 講じた措置の概要

令和2年度に主債務者、連帯保証人に関する書類等の整理を進め、住所不明者については公用請求による住所調査を行い、判明した者については連絡を取りました。さらに、滞納の解消に向け2回にわたり督促状を送付し、債務者に対し継続した返還を促しました。加えて長期滞納者への督促業務を弁護士事務所に委託した効果もあり、現時点で回収率は向上しています。

(17) 備品管理の適正化について

ア 指摘等の内容

備品一覧と現物との照合を行ったところ、現物が確認できないものや備品一覧の記載が誤っているものなどが発見された。学校には多くの備品が所在し、所在場所も教室等に分散しているし、場所の移動も多いという特徴がある。したがって、教育委員会事務局が主導して、物品管理規則に基づく備品の自己検査の対象を独自に拡大するなど、全体的に備品管理の水準を向上させる方策を検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

会計室が実施する、備品自己検査において備品登録一覧（全件）を出力し、不備がないか確認するように通知しています。令和2年度からは、教育委員会事務局が指導し、備品自己検査時に学校同士で登録漏れがないか、一覧表を活用して確認しました。

(18) 毒物・劇物管理の適正化について

ア 指摘等の内容

水酸化ナトリウム等の毒物・劇物管理簿を確認したところ、管理担当者の捺印がなかったり、年度当初に行うべき管理責任者への報告がなされていなかったりした。毒物・劇物の危害防止管理規定に従い、毒物・劇物管理の適正化を図る必要がある。

イ 講じた措置の概要

令和2年度から、指導主事が学校訪問の際、薬品庫内の確認を行うとともに、毒物・劇物管理簿を点検し、継続的な指導を行っていくこととしました。また、小学校サイエンスアシスタント・中学校サイエンスアドバイザー連絡会においても、理科担当指導主事より、定期的に薬品の管理について指導を行っています。

(19) 前渡金に係る現金出納簿の作成について

ア 指摘等の内容

大会参加費等の支払いのため、資金前渡を受けることがあるが、現金出納簿が作成されていない学校があった。会計事務規則に従い、前渡金に係る現金出納簿を作成する必要がある。

イ 講じた措置の概要

令和2年1月に全幼稚園、小・中学校へ現金出納簿を配布するとともに、記入例を付けて帳簿作成について周知しました。令和2年度から、会計自己検査時に現金出納簿を確認しています。

(20) 備品購入時期の合理性について

ア 指摘等の内容

年度末に多数の備品を購入している学校があった。学校によると、翌年度より学

級増を予定していたが、結果的に学級増に至らず、翌々年度以降の学級増のために購入したことである。地方公共団体の会計が会計年度独立の原則、単年度主義であることを踏まえると、翌年度に必要な備品を年度末に購入するには、購入する必要性や緊急性など合理的な理由が求められる。この点、当該学校において購入した備品は、翌々年度に必要な備品であり、年度末の購入はその理由に合理性はないものと判断する。

イ 講じた措置の概要

令和元年度においては、翌年度の学級増や施設利用方法の決定に基づき、必要性や緊急性について精査し、教育委員会と学校と情報を共有した上で、適正に物品を購入しました。

(21) 預託金融機関の利用について

ア 指摘等の内容

学校徴収金事務取扱規程では、原則として、学校徴収金は金融機関に預託して管理することとされているが、預託金融機関がない学校が散見された。現金の盗難、紛失などの事故が発生するリスクを軽減するためにも、預託金融機関を利用するこことが望ましい。

イ 講じた措置の概要

令和2年4月に新たな学校徴収金システムを導入し、給食費については、金融機関を経由した収入、支出とするよう全学校で統一しました。また、その他の費目で現金を預かることがある学校においては、預託金融機関を利用するよう令和2年度の学校徴収金監査において指導しました。

(22) 現金収支の記録の徹底について

ア 指摘等の内容

学校徴収金事務取扱規程では、すべての収支は処理の都度、現金出納簿に記載することとされているが、引き出してから支払いまでの現金の動きが記録されていない事例があった。規定に従い、すべての現金収支を記録する必要がある。

イ 講じた措置の概要

令和元年度の学校監査及び学校徴収金監査、校園長会において、現金は厳重に取り扱うとともに、現金出納簿に正確に記録することを指導しました。

引き続き事務局による監査を実施し、監査終了後は、監査の結果と改善内容をまとめ、各幼稚園、小・中学校へ周知し、情報共有を図ります。

(23) 管理ルールの整備・徹底について

ア 指摘等の内容

現金出納簿の様式が担当者により様々であるとともに、領収書等といった証憑類

の保管方法等も担当者により様々であった。また、現金出納簿の記載金額が実際の金額ではなかったり、収支状況や残高が記載されていなかったりと出納簿としての体をなしていないものもあった。

担当者の事務処理の質を一定以上のものとするためにも、運用面で間違えやすい事項については、Q&A 方式によりまとめる等の対応を行い、担当者による事務処理の差を少なくする方策を検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

令和元年度の学校徴収金監査において、現金は厳重に取り扱うとともに、現金出納簿に正確に記録することを指導しました。担当者の事務処理の質を一定以上のものとするためにも、現金出納簿の記入例を周知するなど、運用面で間違えやすい事項への対策を実施しました。

(24) 月次照合、会計自己点検、校内監査委員による監査の実施について

ア 指摘等の内容

学校徴収金事務取扱規程において、月次照合、会計自己点検、校内監査委員による監査を行うことが定められているが、これらが行われておらず、各担当者の処理内容について、第三者による確認作業が一切行われていない学校があった。

これらは、学校徴収金が適切に管理されていることを確認するだけでなく、不備がある場合には早期に改善策を検討すること可能となり、担当者の事務処理の支援、ひいては質の向上につながるものと考える。したがって、規定に従い、月次照合、会計自己点検、校内監査委員による監査を行う必要がある。

イ 講じた措置の概要

学校徴収金事務取扱規程に則り、月次照合、会計自己点検、校内監査委員による監査について各学校で十分なチェックを行うよう指導するとともに、令和元年度から学校徴収金監査において、各学校で適切に実施されているか確認しています。

(25) 自己点検票のチェック項目の徹底について

ア 指摘等の内容

学校徴収金事務取扱規程において、学校徴収金に関する事務処理状況等について、学期ごとに自己点検を行わなければならないと規定されており、別記様式として「自己点検票」が定められている。しかし、当該様式を使用していないため、自己点検が行われていない項目がある学校があった。自己点検票のチェック項目を徹底する必要がある。

イ 講じた措置の概要

学校徴収金事務取扱規程に則り、各学校で十分なチェックを行うよう指導しました。令和元年度から学校徴収金監査において、自己点検票を確認し、適切に自己点検を実施しているか確認しています。

(26) 学校徴収金に関する予算・決算の通知について

ア 指摘等の内容

学校徴収金事務取扱規程により、予算及び決算の保護者等への通知を行わなければならぬが、なされていない学校があった。予算・決算の通知は、保護者等から学校徴収金を徴収するにあたって、説明責任の観点からも非常に重要であることから、未実施の状況は看過することは到底できない。したがって、規程に従い、学校徴収金に関する予算・決算の通知を徹底する必要がある。

イ 講じた措置の概要

学校徴収金事務取扱規程に則り、学校徴収金予算・決算の保護者への通知を徹底するよう指導しました。令和元年度から学校徴収金監査において、自己点検票を確認し、適切に自己点検を実施しているか確認しています。

(27) 給食（運営）委員会の設置について

ア 指摘等の内容

自己点検票のチェック項目「学校給食の物資購入にあたっては給食運営委員会に諮詢していますか。」の点検結果が未実施となっているものが散見された。学校給食会計マニュアルにあるとおり、給食（運営）委員会を設置し、給食物資購入に関する事項を諮詢とともに、会議録により、給食物資購入先選定過程の透明性を高める必要がある。

イ 講じた措置の概要

各小・中学校に向け、学校給食連絡会において、学校給食運営委員会に諮詢したうえで食材購入事業者と契約を行うよう、周知を行いました。令和2年度の学校監査では自己点検票を確認しました。

(28) 領収書の徴取の徹底について

ア 指摘等の内容

行事不参加のため、返金を行っている事例があったが、一部領収書の徴取漏れがあった。返金を行った場合には、領収書の徴取を徹底する必要がある。

イ 講じた措置の概要

年度の切替時に各園校に学校徴収金事務取扱規程を遵守するよう通知するとともに、校園長会等で、返金を行った場合には領収書の徴取・管理するよう再発防止を徹底するよう指導しました。また、令和元年度から学校徴収金監査において適正に対応しているか学校に確認しています。

(29) 徴収金額の設定について

ア 指摘等の内容

卒業対策費として対象学年全員から 30,000 円徴収したが、余ったため、卒業を

祝う会に出席した生徒に一人 8,450 円、出席しなかった生徒に一人 13,450 円返金していた。徴収金額が過大であったといえる。学校内で協議し、適切な徴収金額を設定する必要がある。

イ 講じた措置の概要

学校徴収金の取扱いが適正かつ効率的に行われるよう徴収目的に沿った管理計画を策定し、適正な徴収金額となるよう、卒業対策費を管理する保護者（卒業対策委員）にも、適正な予算見積を行うことを各園校から伝えるよう、令和元年度の学校徴収金監査において学校に指導しました。

(30) 立て替えの是非の検討について

ア 指摘等の内容

現地調査の対象とした幼稚園において、遠足代を園長が全額立て替え払いし、後日、保護者から代金を集金していた。学校徴収金は、受益者が負担すべき性質のものであり、一時的であるとしても、園長による立て替えは望ましいものではない。幼稚園においては、専任の事務職員が配置されていないことなどから、事務手続きの煩雑さを避けたい事情も理解できるが、園長による全額立て替えは望ましいものではないため、立て替えの是非について検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

公費では認められない立て替え払いは、私費会計においても行うべきではありません。令和2年度の学校監査、学校徴収金監査及び校園長会において、立て替え払いは行わないことを徹底し、予算を適正に見積り、保護者の確認を得てあらかじめ必要額を徴収し、余剰や不足が生じた場合には保護者への報告のうえ返金・追徴を適切に行なうことを徹底するよう注意を促しました。今後は、学校徴収金監査において確認していきます。

(31) 立て替え払いの記録について

ア 指摘等の内容

立て替えによって支払いが行われている事例があったが、本来は事前に現金を引き出してから支払いを行うことが望ましい。やむを得ず立て替え払いを行わざるを得ないのであれば、少なくとも誰が立て替えたのか、後日、誰が預金から現金を引き出して立て替え者に支払ったかなどの記録を残しておく必要がある。

イ 講じた措置の概要

令和元年度に校園長会等において、学校徴収金事務取扱規程に基づき、教育活動を踏まえた学校徴収金の管理計画を立て、適正に執行するよう教育委員会事務局から指導しました。また、毎年実施している学校徴収金監査において管理計画を確認し適正な執行を確認しています。

(32) 未納に伴う問題点への対応について

ア 指摘等の内容

学年全員分の教材代金が完納となるのを待って、購入先の業者に支払いを行うようになっている学校があった。つまり、一人でも未納があると、業者に支払いを待つてもらっている状況であり、本質的に業者に負担を負わせる可能性がある方法といえ、未納に伴う問題点といえる。

したがって、この方法の潜在的な問題点についても認識し、支払いについては柔軟に対応する必要など、業者に負担を負わせない方法を検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

令和元年度に校園長会等において、学校徴収金事務取扱規程に基づき、教育活動を踏まえた学校徴収金の管理計画を立て、適正に執行するよう教育委員会事務局から指導しました。また、毎年実施している学校徴収金監査において管理計画を確認し適正な執行を確認しています。

(33) 給食費の公会計化の検討について

ア 指摘等の内容

給食費の未納については、学校現場で教職員が回収に努めているが、事務負担の面から、その対応が課題となっている。そこで、事務負担を軽減し、業務の適正化を図る取り組みとして、給食費の公会計化（現在私費会計として取り扱っている給食費について、区の歳入歳出予算に計上して管理を行うもの）が挙げられている。会計業務の透明化が図られるなどの効果も見込まれることからも、給食費の公会計化を検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

令和元年7月末に文部科学省から「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」が提示されました。このガイドライン等を踏まえ、校長等を交え、令和5年度からの給食費の公会計化に向けて、令和2年10月に検討会を立ち上げました。